2021 年 3 月 8 日

ＬＴ会会報第 21-3 号(総第 213 号)

LT グループ

ある企業の資金横領教訓から学ぶこと

本年 2 月、ある日系中国現地法人において勤続 20 年の従業員による会社資金横領事件が発覚しました。今回はこの A 社における横領事件の顛末と教訓についてご案内します。中国で事業展開されておられる各位におかれましては、日頃の管理体制と牽制機能、内部監査体制を見直すきっかけにしていただければ幸甚です。

Ａ社において本事件が発覚したのは 2021 年 2 月、その後の調査で出納担当従業員による会社資金の横領は５～６年前から始まっていたことが明るみになった。被害額は数百万元に及び、2021 年 2 月まで会社の大部分の資金がなくなっていたことを社内の誰も気づかなかった。Ａ社経営陣が資金を使用しようとした際、この出納担当が突然無断欠勤し連絡も付かなくなったため、急遽取引銀行に残高を問い合わせたところ、数百万元あるはずの預金残高が数万元しかなかったという経緯で横領の事実が発覚した。

調査により明らかになった手口としては、出納担当者がこの数年間の銀行取引明細及び定期預金証書を全て偽造して会計担当者及び会計監査、日本本社に提示し、信じさせていたというものであった。

この A 社従業員による資金横領事件から得た教訓は以下の通りである。

(1) 社内リスクの管理体制の脆弱であった。

(2) ネットバンキング管理規定がなく、資金操作が一人で完結できるなど社内牽制機能がなかった。

(3) 会社の印鑑管理においても社内管理規定と承認プロセスがなく、1 人で印鑑の管理と押印ができる状態になっていたため、小切手の発行及び現金引き出しを出納担当者が単独で実施できた。

(4) 取引銀行から毎月送付される銀行取引明細を出納担当者が受け取っており、会社会計担当と本社は出納担当者から、偽造された銀行取引明細を受け取っていた。

(5) 社内の従業員及び会計監査の担当者が全員、出納担当者を信用しきっていたため、一度も現物及びネットバンキング画面の確認などをしていなかった。

(6) 銀行から毎月送付される月次銀行取引明細に明確な受取人の指定がなく、財務部宛てになっていたため、出納担当者がその銀行取引明細を受け取り、偽造しやすい環境にあった。

上記の教訓より、不正行為を防止し、現地法人を守るため、弊社としましては、内部統制監査の経験も踏まえ、最低限でも以下の事項を至急見直しされることをお勧めします。

(1) ネットバンキング支払い操作プロセスを２人ないし３人で確認していること。
(2) ネットバンキング担当者変更可能の管理権限者は上記３人以外の責任者が管理していること。
(3) ネットバンキングの操作及び支払い承認に関する規定が整備されていること。なお、中小規模企業におかれては、支払い承認業務の一部外注も一つの方法である。
(4) 社印や財務印の使用プロセスを規定において明文化し、印鑑保管と管理を異なる金庫で実施し、管理と押印を二人以上で対応していること。印鑑管理業務を外部委託することも有効である。
(5) 中国の「会計法」及び「会計基礎工作規範」に基づき、人件費がかかったとしても会計担当者の出納業務兼任を禁止し、出納担当者には銀行取引明細、残高証明など会計資料に関与することも禁止する。
(6) 出納担当者に会計担当者を忖度させないため、会計担当者による出納担当者の採用を不可にする。
(7) 銀行から取引明細の送付先を自社ではなく、外部第三者に送付させ、毎月銀行残高確認を実施する。

以　上